

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成25年11月14日（木）午後3時から午後5時まで
場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A棟1階）

参加者等

司会者 多和田 隆 史（さいたま地方裁判所第1刑事部総括判事）

裁判官 松 岡 幹 生（さいたま地方裁判所第1刑事部判事）

検察官 深 山 明 彦（さいたま地方検察庁公判部・検察官）

弁護士 神 尾 尊 礼（埼玉弁護士会所属）

裁判員経験者1番 40代 男性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 30代 女性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 20代 女性（以下「3番」と略記）

（編集者注：裁判員経験者4番は、当日欠席のため欠番とした。）

裁判員経験者5番 50代 男性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 30代 女性（以下「6番」と略記）

裁判員経験者7番 40代 男性（以下「7番」と略記）

議事要旨

別紙のとおり

司会者

私は、本日の司会を務めさせていただきます、さいたま地裁第1刑事部の裁判官の多和田と申します。裁判員経験者の皆様方には、お忙しい中御出席いただきましてまことにありがとうございます。裁判員裁判につきましては、裁判所としては常に運用の改善見直しということで考えております。そのためには、裁判員経験者の皆様の御意見が非常に参考になります。本日は、ぜひ忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。本日は、被告人の責任能力の程度が問題となった事例を担当された方にお集まりいただきました。責任能力は、法律的にも難しい概念であること、審理で専門家証人とか、精神鑑定書が取り調べられ、その理解も難しいことから、裁判員制度が始まる前に、責任能力が問題となる事例で分かりやすい審理をしていくのにどうしたらよいか、模擬裁判をやったり、専門家の方をお呼びして研究したりということをしておりました。そこで、裁判員制度が始まってから4年が経過した今、皆さんはこういった事件の審理をどのように受けとめておられるのかというところをお聞きしたいと思っております。

それでは、まず私の方から皆さんの御担当された事件を紹介し、それに続いて裁判に参加されての御感想をお話しいただければと思います。

1番の方が御担当された事件というのは、ひきこもりの女性の被告人が自分の父親や自分自身にいら立ちを募らせて、自宅に放火して全焼させたという事案で、完全責任能力ということで争いはなく、責任能力の低下の程度が問題となり障害、障害、障害があり、それがある程度犯行に影響していたということでありました。執行猶予付きの判決となっております。

1番

はい。多分ほかの方もそうかと思うんですが、参加したのが初めてで、集まったその日の午後から法廷に出ていくという形だったんで、すごくびっくりしたのを覚えています。私の周りにそういったような事件を起こす人もいなかったんで、すごく新鮮なというか、すごく不思議な感じがいたしました。

司会者

2番さんと5番さんと7番さんは、同じ事件を御担当されました。女性の被告人が、お子さんですけれども、首をひもで絞めたり、あるいは腹部を包丁で突き刺そうとしたりしたという、殺人未遂の事案で、検察官も弁護人も心神耗弱ということで争いはなく、専門家証人を調べた結果、裁判所も、主として 症を基盤とする 病のため心神耗弱であったと認めております。判決は保護観察付き執行猶予となっています。

2番

参加させていただきまして、ふだん考えないようなことばかりを考える日々が続いて、とても不思議な感じがいたしました。

司会者

5番の方、よろしくお願ひいたします。

5番

検察側と弁護側、そんなに争って有罪にしたり無罪にしたりと、そういう事件ではないんで、内心は、ほっとして裁判員をやった記憶があります。中身につきましては、お医者さんのプレゼンは、パワーポイントで見せていただきまして非常に分かりやすい説明でした。有責性の判断をするときに、どのぐらい理性に影響出たかは、判断するのが非常に難しかったと、そんな記憶があります。もう一点が、結果は保護観察までついたものなんですけど、 症が再発しやすいということで、釈放後にまた依存症が起こったらまた同じようなことがあるんじゃないかというのが、その辺が非常に心配になったところです。

司会者

ありがとうございました。それでは、7番の方、よろしくお願ひします。

7番

ふだんの生活の中でなかなか耳に入ってくないというか、テレビのニュースを見ているようなことに私がかかわるということはすごく重要なことだと思って、初め

はもうどきどき、緊張ばかりの連続だったんですが、ちょうどいい時間をいただいて裁判に臨むという形であったんで、そこは長過ぎず、短か過ぎず、いい緊張感のまま裁判に臨めたというのはすごくよかったかなという感想があります。

司会者

ありがとうございました。次に、3番の方は、男性の外国人が、自分が住んでいるアパートから立ち退きを迫られたことなどで思い悩んで、自分の部屋に灯油をまいて放火して、その一部を焼損したという事件を担当されました。複雑醜態で心神耗弱の主張がされましたが、完全責任能力が肯定されて実刑になったという事案です。この事件ということではなくて、裁判員裁判に参加されての御感想をお話いただければと思います。

3番

もともと裁判員制度について、それほど私自身関心がなかったのですが、今回参加することによって、終わった後も日々ニュースを見たり、新聞でしたり、そういった情報を見る中でも、やっぱり見方というものが少し変わった気がします。裁判の中でも、やはり医師の方の難しい言葉を使っていることもあったんですが、裁判官の方にちょっとした時間に、これはどういうことですかと質問すると、皆さん親切に細かく教えていただいたので、とても分かりやすかったです。

司会者

ありがとうございました。それでは、次に6番の方が担当された事件は、

症の父親の介護に思い悩んだ長男が無理心中を決意して、父親に農薬を飲ませたということで、殺人未遂で起訴されたという事案でありました。争点としては、殺意の有無ということもあったんですけれども、責任能力も問題となり、検察官、弁護人共に心神耗弱であることに争いはなく、裁判所も、
症または
病の影響を受けて、心神耗弱の状態にあったと認定し、判決は執行猶予が付いております。

6番

親の介護という、誰にでも実際体験をしなきゃいけない、そういう事件だったので、身近というか、参加することに対しては、何か本当に自分がこの場にいることが不思議でたまらなかつたんですけど、内容としては本当に身近過ぎたので、その裁判員を経験した後、実際の生活でニュースとか見ても、そのような事件を気にするようにはなりません。

司会者

ありがとうございました。こういう事件で責任能力が問題となった場合には、専門家のお医者さん、精神鑑定を行ったお医者さんなどを法廷にお呼びして証人尋問という形でお話を聞いたり、あるいは既にできている精神鑑定書というものを調べたりと、こういうことがあるわけですがけれども、皆さんは専門家のお医者さんの証言はいずれも聞かれたということによろしかったですよね。

(全員うなづく)

その中で、お医者さんがまとめて事件当時の被告人の精神状態などをパワーポイントなどを使って説明するプレゼンテーション方式で証言の内容を聞いたという方はいらっしゃいますか。2番さんと5番さんと7番さんはいずれもそうですね。この事件では、公判前整理手続の中で裁判所が鑑定を行うという決定をして、その鑑定人が法廷で鑑定の経過と結論を御報告されたということを知って、そのプレゼンテーション方式の説明について、何か御感想はありますか。

2番

そのプレゼンの前に、事前に言葉等を説明して下さった資料を用意していただきまして、それを読む時間があつたので割と分かりやすかつたのですが、やはり専門的な言葉というのは、一々その紙を見直して確認しないと分からなかつたので、もうちょっと読む時間があるとより分かりやすかつたかな、とは思っています。ただ、とても丁寧に教えていただきましたので、最後には理解したつもりであります。

司会者

パワーポイントの画面が30枚ぐらいあつたと思いますが、それをごらんになつ

て、分かりやすかったでしょうか。

2番

画面は、とても分かりやすかったと思います。事前に見ていられたので分かりやすかったのかもしれませんが。その場で出されると、理解に非常に時間がかかったのではというふうには思います。

司会者

5番の方から、そのあたりをお話いただければと思います。

5番

2番さんと同じように事前に結構厚い資料を見る時間があり、大体予習して先生のプレゼンを受けたという形でしたので、専門的なこういった症状が起こるとか、自殺に自分が向かっていて、それで殺人の動機が起きる、そういうメカニズム的なものは非常に分かりやすかったです。ただ、本人が犯行に及んだときのどのぐらいの影響があったかは、かなり受けているという表現以上のものがなく、数値的なものが示されなかったので、恐らくそのときの裁判員全員はつきりとは分かんないなという意識で聞いていたのかなと、そんなように感じております。

司会者

事前の予習ということなんですけれども、先ほど専門用語について事前に資料を渡されたというお話伺いました。実際証言をお聞きされたときに、パワーポイントの画面をごらんになったと思うんですが、そのパワーポイントの画面も事前にプリントアウトされたものを読む機会があったということでしょうか。

5番

そうです。

司会者

どのぐらいの時間を予習にあてたかは覚えておられますか。

5番

時間的には、丸一日近かったんですけど。

2番

その当日の朝にいただいて、多分1時間ぐらいとか、そんなものだったと思うんです。

5番

裁判長が公判のときにプレゼンでやるからということで、どんな話しをするか簡単にお話をしてくれました。

2番

そうです。読ませていただいたと思います。

5番

これとこれがポイントになるとかというのは、大体理解した上で公判に臨んでいるような。ちょっと時間かかったんで、はっきり覚えていないんですけども。

司会者

ありがとうございました。予習をされて、裁判官からも若干の説明のようなものがあつたのでしょうか。

5番

事前にレクチャーを受けていましたんで。あと、酒の量について、障害を起こしていて、GPTとかGOTの数値まで聞かされていたんです。一般的には、もう死んじゃうんじゃないかなと。四百幾つとか、そういう数字だったんで、これは相当深酒しているなというのが逆に障害の方から分かりました。

司会者

2番、5番7番の方が担当された事件は、心神耗弱であることについて、検察官、弁護人の間で争いがなかったわけですけれども、鑑定人のお話を聞く前に、資料である程度、かなり症があるんだということはお分かりになっているということですか。

5番

はい、そうです。

司会者

7番さんはプレゼンテーション方式について、どういう御感想を持たれましたか。

7番

アルコールに依存するとかという知識自体も持ち合わせていませんでしたし、今おっしゃったような数値でしたっけ、その数値とかも全然把握していないんで、どの程度のアルコール依存度があるというのもちょっと分からないんですが、そういう数字として出てくるぐらいしか表すことができないのかな、その点がちょっと理解できないというか、そういうところがありました。

司会者

被告人がどういう精神障害を抱えていて、それが犯行にどういう影響を与えたのかということを鑑定人の先生はお話になられたと思うんですが、そのようなところはいかがでしたか。

2番

自分の感情とは別のところで専門的な方がお話されるのだから、やはりそうなのだろうという気持ちになったことが正直な気持ちです。

司会者

鑑定人の先生の御説明には納得されたということですか。

2番

そうです。

司会者

2番、5番、7番の方以外で、プレゼンテーション方式といいますか、何かパワーポイントを使って説明されたという方はほかにいらっしゃいますか。

3番

鑑定書を目の前の画面のモニターで出していただいて、それをもとに説明していただいたんですけども、やはり絵とか図とかそういったものはなかったもので、もう少し簡潔に分かりやすかったら理解しやすかったかなと思いました。

司会者

パワーポイントの画面は、文字が羅列してあるという感じですか。

3番

そうです。

司会者

どういう形だと分かりやすいというふうに思いますか。

3番

私は、ほかの方のように事前に見る時間がなかったので、その場で法廷のときに見ただけなんですけれども、やっぱり説明をしながらなんですけれども、その場で医師の方が、これはこういう意味でとか、こういう状態のことをこういうふうに言いますとか説明もありました。ただ全部理解できたかなというのと、そうでもないかもしれないです。

司会者

パワーポイントを使ったことによって理解が進んだのかどうかというのはどうでしょうか。

3番

パワーポイントを使ったことによって、私の場合、目でモニターを見て、字と一緒に見たりですとか、先生のお話を聞いたりとか、頭の整理をするには忙しかったかなと思います。事前にやっぱりほかの方みたいに資料をいただいたりとか、そういう時間があればよかったかと思います。

司会者

お医者さんの説明は、まとめてお話しされるんじゃないかと、検察官、弁護人からそれぞれ質問を受けて答えられると、そういう形だったんでしょうか。

3番

はい。初めに説明をしていただいて、その後に質問がありましたので、その質問の段階で一緒に自分も理解して、さっきのはこういう意味だったんだなどと後か

ら少しずつ理解していったような形です。

司会者

話の内容は、聞いていて何か分かりにくいとか、そういうことはございましたか。

3番

特になかったです。

司会者

1番の方は、証人のお医者さんが最初にまとめて被告人の精神状態をお話しされるんじゃないくて、検察官なりから質問を受けて、それに答えられると、そういう形で進んだと承知しておるんですけども、そうでしたか。

1番

そうです。非常にユニークな先生で、もう本当に話がおもしろいです。だから、多分僕ら並んでいる裁判員もみんな聞き入ったというか。かなりユニークな人で、鑑定にも関係ないような情報とかいろんなことを話してくれたりとかして、非常にこちらを引き込ませるのがうまいお医者さんで、最初はすごい難しい話で、暇なんだろうなと思ったけど、結局最後までみんな聞き入って、すごく分かりやすかったです。

司会者

そういう分かりやすい先生のお話の中にも、医学的に専門用語なんかが出てきて、言葉の問題としては、分かりにくいというようなことはございませんでしたか。

1番

その難しいような言葉も先生がかみ砕いて説明して、しかもそれをおもしろく説明するんで、何かみんな割とスムーズに入ってきたんじゃないかなと思います。

司会者

そうしますと、その先生のお話を聞いてただけで、責任能力の程度についても判断できましたか。

1番

そうです。非常にすごく分かりやすい先生でした。

司会者

6番の方の場合は、被告人の精神状態については捜査段階の精神鑑定があつて、その精神鑑定書をまず調べたという経過だったのでしょうか。

6番

そうです。

司会者

その後に、被告人が通院していた先の主治医の方の証人尋問があつたと、こういうことですね。

6番

はい。

司会者

それで、お聞きしたいのは、この精神鑑定書は、どういう形で調べられたのでしょうか。責任能力が問題となる事件では、専門家の先生に来ていただいて、御証言いただくということが多いんですけれど、6番の方の事件では、起訴前にされた精神鑑定のお医者さんの作成された書面だけを調べたということで、恐らくは内容を法廷で読み上げるような形でされたんじゃないかと思うんですが。

6番

はい、そうです。

司会者

それは、聞いていて理解できましたか。

6番

いや、余りできなかつたです。あと、戻ってから裁判長にこういう感じだよという説明をしていただいて、みんな、ああ、みたいな感じで。理解できていたかという、余りという形だと思うんです。ただ、違いがあるというところをみんな理解はしていたと思うんですけど。

司会者

違いがあるというのは、要するにその事件では起訴前の精神鑑定された先生は、たしか 病ということだったんですね。

6番

はい。

司会者

主治医の先生は 症だということでしたね。

6番

はい。

司会者

その 病って、聞きなれない言葉で、そういったものがどういう病気なのかということについては精神鑑定書を取り調べて分かりましたか。

6番

主治医の先生がお話ししてくださって理解できたという形です。

司会者

その主治医の先生は 症だと、そういう立場でお話しされたわけですね。

6番

はい。ただ、その症状に関してはこれというものが無いという、何個か可能性があるという話で、その鑑定した先生によって判断がちょっと異なるというお話はされてきました。

司会者

2つ、その精神鑑定書と、それから主治医の先生のお話と被告人の責任能力についてのお話があったわけですが、その2つを聞いていて、被告人の責任能力というのはどういう状態だったんだろうというのは理解できましたか。

6番

裁判員の方と、あと裁判長含めてお話をしていく上で、なるほどなというふうな

形で、その現場では即理解できたかと問われると、できていなかったというのが正しいです。

司会者

要するに 病であっても 症であっても、一定の何か精神症状が出たわけですよね。その精神症状がどういう形で被告人の行動に影響を及ぼしていったのかというようなところは、2人の先生の見解は、ある程度共通していたのでしょうか。

6番

そうです。ただ、その被告人の方がもともとその病気を持たれていて、お薬を飲まなくなったところからその病状が悪化してというお話だったので、それでちょっと薬を、もともと精神科にかかっていたことを踏まえていない判断と踏まえていた判断みたいな形で裁判員の方では理解をしていた形になります。

司会者

・そうすると、精神鑑定書の方の先生というのは、もともと被告人が通院していたときの薬の内容だとか、それを止めてどうなったかとか、そういったところの観点というか、そのところは余り言及されていなかったということでしょうか。

6番

そうです。余り深くはその辺はという形です。

司会者

そうすると、この2人の先生のお話というか、あるいは書面を読んで理解が深まったと、こういうことですか。

6番

そうです。その後に説明を、補足として主治医の先生なり、あとは裁判長なりからその説明をしていただいで理解ができた。

司会者

我々でも精神科の先生のお話聞いていて、すっと腑に落ちるようには理解できな

いこともあって、聞き直したりいろいろすることがあるんですけど、皆さん専門家のそういうお医者さんのお話とか、あるいは書面を読まれて、ちょっと分かりにくかったということはありませんか。もし、ありましたら、お医者さんが説明するときにこういうふうにしたら我々はもっと分かるのにとか、そういった何か御感想をお話いただければと思いますが。どうぞ、6番の方。

6番

ほかの方たちは、皆さん事前に資料をいただいたり、その場で資料をいただいて先生のお話を聞いたと思うのですが、私が担当したときは全くそういうものがなくて、その場その場でだったので、事前に精神鑑定したものの、提示できるもののみでも見せていただけたら、もうちょっと理解しやすかったのかなというのがありました。

司会者

2番、5番、7番の方は、それぞれ精神科の先生があらかじめ用語集のようなものをお配りされたというふうに伺っているんですが、そういったものはほかの方はなかったということでしょうか。(出席者一同うなずく。)ただ、先生の説明の中で、専門的な用語についてかみ砕いて御説明をされたということですね。3番の方。複雑醜態とか病的醜態とかいった言葉も出たと思うんですが、その意味は分かりましたか。

3番

これは、事前に検察官の方がお話しして、こういうことはこういう状態でとお話いただいたので、そこに関しては分かりやすかったです。

司会者

それでは、先に進みまして、もともとこの責任能力というのは一体何をいうのかというのは難しい問題で、審理の最初に検察官、弁護人から、この事件は責任能力の程度の問題となります、あるいは心神耗弱ですとか、そういったようなことでいろいろ説明があったと思うんですが、審理の冒頭、いわゆる冒頭陳述と言われる手

続があったと思いますが、その説明を聞いて、自分たちがこれから判断しようとする事、責任能力の概念とか、そういったことは大体御理解されましたか。分かりにくかったという方はいらっしゃいますか。善悪を判断する能力であるとか、その善悪の判断に従って自分の行動をコントロールする能力というようなこと、それが著しく低下していると心神耗弱だと、そういった説明があつて、その後いろんな形で検察官、弁護人も言ったと思うんですが、その説明自体は皆さんお分かりになったと、そういうことですか。

(出席者一同うなずく。)

ただ、実際その専門家の証人のお話を伺って、被告人の精神障害の内容だとか、あるいはその症状がどういうふうにもその犯行に影響していたかということの説明を受けるわけですね。そして最後に、先ほど言った責任能力の考え方に当てはめてみて、この人の責任能力というのは著しく低下していたのかどうかという判断、これを裁判所がしなければいけないということになると思うんですが、そのあたりの判断はいかがでしたでしょうか。例えば著しいというのは一体何をいうのかとか、そのあたりのところで迷って判断しにくかったとか、何かそのようなことはございますか。

5番

最終的には素人判断で、どちらかこっちか決めますので、極めてという言葉は先生は使ったような記憶があるんですが、極めてというとはほぼ100パーセントに近いのかな、どちらかというとも責任能力ないのかなと。全くないのかどうかは分かりませんでした。

司会者

責任能力については、程度があるといえますか、完全にあるという人から完全がないという人まで、その中間くらいの人、それから著しく低下している人と様々であると思います。被告人の中には完全責任能力の方もいたようですが、その場合でも、量刑をする上で、責任能力の程度って一体どのくらいなんだろうかとということ

で議論する場面もあったんじゃないかなと思うんですが、そのあたりのところで何か判断に迷われたとか、その判断の枠組みがちよっと理解しにくかったとか、そんなことはないですかね。例えばお酒の事件ありましたよね。複雑酩酊の弁護人の主張が認められず、障害と普通の酩酊で完全責任能力だったというのが3番さんの事件だったと思うんですけれども、その量刑をするときに責任能力というのは一体どうだったんだろうというようなことで何かその程度問題みたいなことは問題にならなかったでしょうか。

3番

そこに関しては、そこまで問題にはなく、私の参加した裁判の場合、最後に医師の方は責任能力はあると言い切ってしまったので、あとはどれぐらいの実刑かというところだったので、前はこういう似たようなことがあって、こういう実刑だったというような前例の方も少し時間があるときにお話しいただいたので、こういう事件はこれぐらいなんだななどと説明をいただきながら考えることができました。

司会者

それぞれ皆さん担当された事件が違うので、共通して何かということは言いにくいところがあると思うんですが、全体的に専門家の証言を皆さんお聞きになって、分かりやすかったという方が多いというふうにお見受けいたしました。振り返ってみて、もう少しこういう形で説明していただけたらもっと分かりよかったですんじゃないとか、あるいは検察官、弁護人の質問の仕方だとか、あるいは裁判所の方の補充質問でもいいですけれども、何かこういう点を工夫して質問してもらったら分かりがよかったですらうとか、何かそんなようなことで感想をお持ちになられたことがあったらお話しいただければと思いますが、いかがでしょう。特にないですか。皆さんの事件の中には、心神耗弱ということで検察官、弁護人の間で争いが無い事件、例のお子さんを殺害しようとして未遂に終わったという事件とか、それから

症のお父さんと無理心中しようとして殺人未遂に終わったという事件などがそうなんです。ただ、そういった事例でも、最後に心神耗弱であるかどうかとい

うのを判断するのは裁判所なので、当事者が争いがないといっても、裁判所の方で責任能力の概念に当てはめてみて、やっぱりそうですねと、こういうふうな議論をすることになると思うんですが、そのあたりのところで評議で詰めた議論ということとはされましたか。

出席者一同

(・・・)

司会者

余り記憶ないでしょうか。それでは、検察官のほうから。

深山検察官

3番さんの事件以外は、ほかの方の事件は責任能力自体に争いはない。検察官も耗弱を前提にして、弁護人も耗弱ですよとか、あと、精神的に何かあるとしても、責任能力自体が完全責任能力ということが前提となっていたという事案だったと思うんですが、仮に検察官が心神耗弱と言っている事件について、弁護人が「いや、心神喪失だ」と言っている場合、あるいは検察官が完全責任能力だと言っている主張に対して、弁護人が心神耗弱あるいは心神喪失だという主張、皆さんが体験された事案の中でそういう争いがあった場合に、今振り返ってみて、もしそこに争いがあれば、どこが一番難しいのかと。すなわち、そもそも病気の内容、なぜこういう診断名になったかということが分からないのか、その病気が犯行に影響を与えた程度をどう考えていいか分からないとか、あるいは最終的に責任能力についてどのように反映させるのが難しいとか、いろいろ難しいポイントがあるかと思いますが、仮に皆さんが御担当された事件で争われた場合に、今振り返ってみて、どこが一番その最終判断で難しいと思うというポイントがあれば教えていただきたいと思います。

司会者

5番さん、どうぞ。

5番

私は、被告人に聞いたんですけども、まず犯罪の現場で記憶があるかないか、それとその事件のときは、最初に親がビニールひもで子供の首を絞めたんですが、どのように絞めたって質問したところ、ビニールひもを両手で巻きつけて、開いて、それで絞めたという回答をしたんです。そのことははっきり覚えているか。覚えていると。

司会者

2番さん、5番さん、7番さんの事件では、基盤として 症というのがあると。そこから 病というのが出てきて、さらに言えば、軽度の精神遅滞もあり、 症だとか 障害とか、そういうこともあったとうかがっています。そういったいろんな精神障害のようなものが複合して当時の被告人の精神状態にどのように作用していたか、どれがどういうふうに影響したのかとか、そういったところの判断というのはいかがでしたか。

5番

その辺は、ドクターのほうは順番を追って説明いただいて、何が原因でこうなったというのは、心理状態で言いますと、周りの方々とおつき合いで自分が背伸びして生きていて、それでだんなさんの方が赴任になって、ずっとひとりで子供2人を育てて支えてきたので、それからアルコールに依存するよというの、時系列的にこれが原因でこういう症状、これが原因でこういう症状というのをプレゼンでお話しいただいて、事前にこうなってこうだ、だからこうなったというので、犯行までの時系列的な精神レベルの話をいただきましたので、その辺の原因は何かというの比較的裁判員にとっては分かりやすかったということになります。

司会者

犯行時のことだけではなくて、さかのぼってその人の病歴を語っていただいたということが分かりやすさにつながったと、そういうことでよろしいでしょうかね。

5番

はい。

神尾弁護士

3番さんにお聞きしたいんですが、今回いわゆる責任能力がまさに争いになっているのは3番さんの事件だと思うんですが、いわゆる動機とか、人格の異質性とか、我々が一般的に使ういわゆる着眼点と呼ばれているものを採用しているようにお見受けするんですが、責任能力を判断するに当たってどういった要素を考えた方がいいのかとか、そういったものの説明がどのようにされていたのかというのと、あと、実際、評議の中でどのような点に着目されて考えていかれたのかをお聞きしたいなと思います。

3番

.....。

司会者

なかなか難しいお話で、要するにこの裁判員制度が始まる前の頃だったと思うんですけど、精神科の医師の方々も分かりやすい精神鑑定書ということでいろいろ工夫されて、責任能力の判断というのは、動機が理解できるかどうかとか、あるいはその犯行当時の行動が理にかなったものであるかというようなこととか、自分の行為が悪いということが分かっている状況があったかとか、そういった着眼点をいろいろ見て行って、そして先ほど言ったような責任能力があったかなかったかという判断をしましょうということがあり、最近の鑑定書もその趣旨に沿った記載になっていることが多くて、精神科の先生も御証言されるときにそういった着眼点ということについてお話しされたんじゃないかなと想像しております。弁護人の御質問は、そういった着眼点の説明があったのかどうか、着眼点について評議で議論されたかどうかということをお聞きになりたいんだろうというふうに思います。いかがでしょう。

3番

その事件のあった当日のことも詳細の方も御説明もあつたんですけども、なぜそうなったかという背景の方も弁護人の方からの御説明があつて、今回私の方は外

国人の方だったので、日本と外国の違い、文化の違いとか、育ってきた環境とか全てが違うと思うので、そういった背景を含めてどうだったのかというところを見ていきました。

神尾弁護士

私が想像しているのは、よく言われているのは、動機とか、そういうものにまず着目しましょうということなのですが、むしろそうではなくて、3番の方の事件では、もう少し広い視点で事件を見て行って責任能力を判断されていったということなんでしょうかね。

3番

動機のほうを主に着眼点として見ていったと思います。

司会者

もともと責任能力が争われる場合、精神障害の有無がまず問題となり、その精神障害の精神症状が被告人の行為にどういう形で影響を及ぼしていったのかといったところを見て行って、それが先ほど言った善悪の判断の能力だとか、あるいは善悪の判断に従って行動する能力、これは最終的には裁判所が判断する事項なんですけれども、それがどうなのか、どの程度低下していったのかだろうか、そういったことを議論するわけですよ。3番さんの事件では精神科の先生からは、その精神障害の有無について、障害、普通酩酊というご説明があり、精神障害があったかなかったか、という点で腑に落ちる部分があったのかなというふうに思います。ただ、その先の議論として、先ほど言われた動機が理解できるかどうかとか、そういった着眼点についても念のために検討されたのかなと思われるのですが、そのあたりのご説明はよく分かりましたか。余りご記憶はないでしょうか。

3番

医師の方の話だけだったらきっと全部分かり切れていなかったと思います。

司会者

そうしますと、それはある程度評議に入って皆さんと議論していく中で理解が深

まっていたということですかね。

3番

はい。

司会者

話題を変えます。1人の被告人を除いて、執行猶予、保護観察付き執行猶予となっていますが、執行猶予になった場合は社会に戻るわけですね。そうなった場合、その先どうなるんだろうかというようなことで何か審理の中で説明がされた、あるいは評議の中で議論になったようなことはございますか。

1番

ありました。デイケアに週何回通っているとか、あとは近所の何とか病院の何とか先生に今通院しているとか、今後もそういう形で進めていく話が弁護人からあったような気がします。

司会者

最後に、何でも結構なんですけど、例えば評議を含めて裁判員参加に御参加されて、ちょっと疑問に感じたとか、あるいは分かりにくかった、これは専門家証人のことに限らず、実際に御経験された事件の印象として、こういうところが分かりにくかったんじゃないかというようなことがありましたらお話しいただければと思います。

1番

どちらからの質問かは忘れたんですけど、非常に当たり前のことを質問するなというのがあって、これはこうですねと、書いてあること、分かるようなことを一々質問しなくちゃいけないのかなと思ったのがありました。

司会者

それは弁護人でしょうか。覚えていないですか。

1番

はい。

司会者

検察官，弁護人のやっていることでちょっと分かりにくいなと思った部分というのは何かございませんか。

6番

弁護人のほうは分かりやすく簡潔だったんですけど，検察官の方がすごく回りくどかったんです，それで何なのってみんなが思うような。結論まで細かく分かりやすく説明して下さったと思うんですけど，逆に余計に分かりにくくなってしまった。最終的にこうですよ，なるほどねという感じだったので，それは裁判官の方も，言いたいことはこういうことですよって何度か裁判長が言いかえて下さったりしていることがあったので，そこが判断するのに迷わされてしまったかなというのはいちよつとありました。

司会者

ほかの方，いかがでしょうか。

5番

検察官が証拠とかの裏をとる，事件の裏をとるとか，そういうのをやっていると思うんですが，裁判員が参加する裁判の前はかなり裁判所で弁護側と裁判官を交えてもう既に何回かもまれて，ある程度証拠物件とか裏をとったものが検察側にもう証拠として押さえられているというような段階で，その後ほぼこれで裁判になるよという段階で我々裁判員が入ってきて，裏をとったのかという裁判員に分からないことがいきなり公判に出て，裏をとってないのかあるのかというのが分からないとか，そういうところがあります。あと，みんな素人で，実際刑事裁判なんてほとんど縁がない方が裁判員になろうかと思imasので，検察側でも弁護側でもそうなんですけど，熱意を持ってアピールすると，我々一般人の裁判員にとっては，感じるプラスアルファがあると思います。

司会者

そうすると，若干当事者の活動に対して物足りないというか，もうちよつと熱血

というか、熱意が伝わるような活動をしてほしかったということでしょうか。

5番

はい。事件が親子、家族で、最終的には刑事裁判、裁判所に行ったときは、お子さんが被害者で、お子さんがもうお母さん帰ってきてほしいよということで、検察官が有罪にしようという気はそんなにはないんです、見ていると。どうしてもこの人を有罪にしなければならぬというのであれば、この人は悪いというのを裁判員の人たちにも感じられるようにアピールしてほしかったと思います。

司会者

そのほか、裁判員裁判に参加されて、こういう点を非常に悩んだとか、こういうところは気疲れしたとか、あるいは裁判員裁判全体について、こういう点を改善していったらいいんじゃないかというような御意見があったら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

7番

被害者がお子さんだったので、その先がやっぱりとても気になったというか、自分がこういう判断をしたせいで、もしまた何かあったらどうしようみたいなのはすごく考えましたし、その先のことが難しかったのと、あとお医者様が心神耗弱、

障害ということで、こうなんだということで、それが果たして正しかったのかどうかというのも気になるし、あとお医者様の説明をかみ砕いて、してくださる説明をもうちょっと分かりやすければよかったかなというふうに、そのかみ砕いた説明が難しいなと思ったところもちょっとあたりだとかは感じました。

司会者

何か最後の方に来て本音が出てきた感じがしましたが、確かに最初にお話しされた点、こういう精神障害を抱えた方が社会に復帰した場合にその先どうなっていくんだろうかと、こういったことについて量刑の判断をされるときに情報として知りたいということは恐らく皆さんあったんじゃないかと思いますが、医療観察法のことだとか、あるいは医療刑務所のことだとか、そういったことは何か審理、評議

の中で説明をお聞きになられたことはありますか。記憶にないですか。

7番

保護観察が付いて、その後のことはどうも記憶にはなくて、その4年後どうなるんだらうというのは非常に気になりました。御家族がサポートされるとのことでしたが、それが分からないなというふうに思いました。

司会者

3番さんは、外国人の方で、通訳を介していろいろ話を聞かれたと思うんですけども、外国人の事件を審理する中で何か分かりにくいところがあったとか、そういうことはございませんでしたか。

3番

今回通訳の方を通しての裁判になったんですけども、ほかの裁判と比べて、被告人がお話をして、通訳の人が通訳をしてという段階を踏んでいたのもので、割かしほかの裁判に比べたら、ワンクッション置いているので、頭で整理する時間ができたのかなと思います。

司会者

今のお話は、かなり意味深いところがあって、専門的なことを聞くときに、かえって通訳を介した方がよく頭の中に定着するというか、要するにゆっくりそしゃくして理解できたと、こういうことなんではないかな。

3番

はい、そうです。

司会者

裁判員制度に対して改善すべき点だとか、何でも結構でございますので、御意見いただければと思います。

2番

裁判員制度で個人的意見なんですけど、なかなか休みをとれない会社のサラリーマンとかも多いものですから、公判の日程が年間100日出てくれとかという非

常に厳しくなると。私どもは、トータルで1週間以内ぐらいで判決まで至ったもの
ですから、長くやられた方からしてみれば申しわけなくラッキーだったんですけど
も、できる限り裁判所に足を運ぶ日数は、簡潔明瞭に証拠もよくレクチャーしてい
ただいて、なるべく期間を短くしていただいた方が助かる人がいっぱいいると思
います。

司会者

ありがとうございました。6番さんはいかがでしょう。

6番

私の担当した事件は、被告人の奥さんも同じ病気をお持ちだったので、判決では
奥さんも被告人の方も、被告人のお姉さん2人がサポートをしていきつつ、主治医
の先生がサポートをしてその後見守っていきますということだったんですけど、ど
こまでお姉さんたちがサポートしてくれるのかなというのがすごく不安だったのを
覚えています。今までサポートをしてきていかなかったのに、やっぱりお姉さんた
ちがちゃんとしますみたいな感じだったので、その後はすごく気になっていると
ころではあります。

司会者

7番の方、いかがでしょうか。

7番

2番さん、5番さんのお話とかぶるようなところがあるので、違う意見のところ
だけちょっと申し上げます。今回の件は、量刑だけというか、そこだけで、ほとん
どお母さんも子供さんももとのさやにという感じだったので、逆に裁判の期間はも
っと短くてもよかったのかなと思います。本当に凶悪な犯罪の方にその分参加して
いただける人をふやせる方向とか、そこら辺のバランスに対する配慮が、素人考え
ですけれども、必要に思います。

司会者

ありがとうございました。蒸し返しになりますけれども、心神耗弱について争い

がないと、こういう事例で、もう結論で検察官も弁護人も心神耗弱でいいですよと、こういうふうになっていたときに、お医者さんに聞いて調べるといふことの意味は、先ほど私もお話ししたように、結局心神耗弱であるかどうかというのは裁判所が判断すべきことで、当事者が合意したからといって心神耗弱になるわけではないから、医師の見解を聞かざるを得ないんですけれども、ただそのあたりのところはもうちょっとお医者さんのお話というものが簡略というか、短い時間でやった方がよかつたんじゃないかとか、あるいは特に当事者間で争いがないんだったら、さらっと書面で鑑定書か何か調べて終わった方がよかつたんじゃないかというような御意見もあるのかなと思います。いかがですか。

7番

事前の打ち合わせというのももちろんあったようですし、検察官の方と弁護人の方と簡略化されているのはすごく伝わってはきていたんですが、1日もしくは半日とか少し軽減していただいて、私なんかもまだ何回か当選して参加する機会もあるかもしれません。ある程度そのことも考えていらっしゃるのかなと思って参加させていただきました。

司会者

どうもありがとうございました。検察官、弁護人から何かございますか。

神尾弁護士

2番さんが専門家のおっしゃることだからみたいな話をされたときに、腑に落ちないことがあったのかなという印象を持ったんですけど、例えばこの先生のここが分からないから、例えばセカンドオピニオンみたいにほかの先生に聞きたいとか、そういったこともあつたりしましたかね。

2番

どうして1人の先生なのかなという疑問は持ちました。その1人のおっしゃることが100なのかな、100として捉えて自分は判断しなければいけないのかな、いけないんだろうなという気持ちにはなりました。

司会者

ありがとうございました。せっかく今弁護士から質問があったので、特に心神耗弱に争いがなくて、もうちょっと審理を簡略化できたんじゃないかなという御意見がある一方、1人の先生の御意見だけ聞いているのでは不安だから、もうちょっとほかの先生にも聞いてみたかったというような方はいらっしゃいますか。

6番

被告人の方が高校生ぐらいに病気が発症したと。一回治られて再発したという形だったんですけど、主治医の先生と検察の中で担当された方との意見が違った時点で、もう一人ぐらいほかの先生の判断があったら、その3つの中でだと2対1になるんじゃないかなというのはあたりしました。ちょっと話が戻っちゃうんですけど、裁判の日程がもうちょっと短ければというお話があったと思うんですけど、私は逆に、少し時間があるからこそ冷静になって、ああだったのかな、こうだったのかなと考える部分がありました。私が担当した事件では、皆さん、あのときはああ言ったけど、話を聞いてみて、ちょっと考えたら、やっぱりこうだったのかなと思うんですねと言っている方が結構いたので、私は大体1週間弱だったんですけど、期間的に冷静になって、ひとりになって考える時間というのがあったという意味では、ちょっと時間をかけたというのはいんじゃないかなと思いました。

司会者

専門的な事柄なので、一度話を聞いてもなかなか理解ができないと。特に6番さんの方の場合は、精神鑑定書を調べて、その鑑定書を作成された先生は証言されなかったわけですね。そういった場合に、精神鑑定書の内容をそしゃくしてきちんと理解する時間とか、あるいは専門家証人の証言をもう一度よく振り返って検討する、頭の中で考える時間とか、そういったものがあつた方がよかつたという、そういう御趣旨ですかね。

6番

そうですね。それを含めて、あとその両方の精神鑑定の話聞いた後で先生にも

う一度お話を聞くことができたので、そこで分からなかったことを再度確認できたというのもありました。

司会者

場合によっては、精神鑑定書を作成された先生が出てこられなかったもので、その先生に出てきていただいて、先生からも直接お話を聞いた方がよかったかと。

6番

そうですね。そのほうが多分判断する上では理解もしやすかったのかなというのは感じました。

司会者

ありがとうございました。この問題は本当に難しい問題で、皆さんの御担当された事件というのは、争いのある事件もありましたけども、それ以外の事件では、基本的には結論において争いがないという形の整理がされていたと思うんです。ただ、実際には、責任能力の問題でかなり深刻に争われる事件もあって、そういう意味でこれからも我々は、そういったことに対して分かりやすい仕組みと、どういう形で皆さんが腑に落ちる形で判断できるようにしていったらいいのかということを考えていかなければいけない立場にあります。今日皆さんにお話をお伺いしたことというのは非常に参考になることが多くて、これからまたそういった事件をやっていく上でさらに改善すべき点は改善してやっていきたいと思います。今日は本当に貴重なお話をお伺いしてありがとうございます。まだまだお話しされたいことはあるのではないかと思いますけれども、そろそろ時間が参りましたので、このあたりで閉会とさせていただきたいと思います。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございました。